

証券コード 2722

発送日 2025年8月7日

電子提供措置の開始日 2025年7月31日

株 主 各 位

名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社 I Kホールディングス
代表取締役社長 長 野 庄 吾

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ai-kei.co.jp/ir/library_stockholder



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2722/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて書面(郵送)またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2025年8月21日(木曜日)午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月22日（金曜日）午前10時30分

2. 場 所 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

名古屋国際センター 別棟ホール

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項 1. 第44期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第44期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面（本招集ご通知の添付）をお送りしておりますが、電子提供措置事項のうち、事業報告における「会社の新株予約権等の状況」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類における「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類における「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

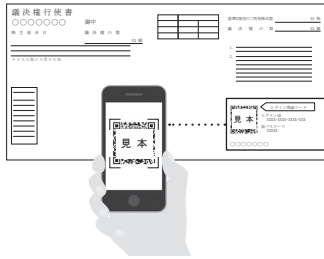
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

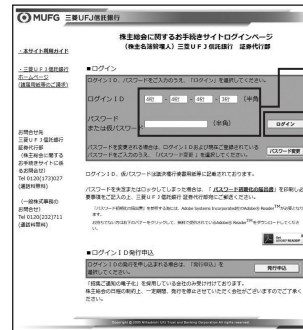


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善及びインバウンド需要の拡大や名目賃金の上昇等はありませんでしたが、物価上昇による実質賃金の低下等もあり、景気は横ばいで推移し、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループはローリング方式による中期経営計画「IK WAY to 2027」を新たに策定し、飛躍のステージと位置付けました。その飛躍の中心となる商品が韓国コスメであり、拡販に向けて経営資源を投入し、ダイレクトマーケティング事業及びセールスマーケティング事業の両軸で経営成績の向上に取り組んでまいりました。

具体的には、最重点商品として位置付けている韓国コスメのブーストアップを図るため、新たなブランド獲得に向けたブランドホルダーとの契約交渉を重ね、契約ブランド数を12ブランドまで順調に増やしてまいりました。

また、EC販路の強化を目的に2024年10月に事業の譲受けにより取得したWEBショッピングサイト「良い日々ショップ」の利益率改善やAmazon、楽天などのショッピングサイトモールで売上が拡大するなど、EC販路全体の売上は前期比18.6%増となりました。

人的資本の強化といたしましては、将来の幹部候補育成を目的とした第3次ジュニアボードメンバーを選定し、1年間にわたり研修を続けてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高15,211百万円（前期比8.3%増）、営業利益425百万円（前期比24.5%増）、経常利益416百万円（前期比22.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益321百万円（前期比40.1%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。（売上は外部顧客への売上高を記載しております。）

・ダイレクトマーケティング事業

売上高は、TVショッピングでは引き続き媒体効率に注意しながら、引続き「Medifeel立体エアーマット」、「Medifeel立体エアークッション」などのストレッチ及びマッサージ系の商品放映に絞り込みました。化粧品SHOPにおいては、前連結会計期間末と比較して1店舗減少し、「BIOHEAL BOH」が1店舗、「hince」3店舗の合計4店舗となりました。これらにより、売上高は4,031百万円（前期比12.2%増）となり、営業利益は44百万円（前期比62.5%減）となりました。

・セールスマーケティング事業

売上高は、ドラッグストアやバラエティストア等に商品を卸す店舗ルートにおいて引続き韓国コスメの売上が大きく伸びましたことから、このルートにおける前期比は32.1%増となりました。また、新たな販路として育ててきましたコストコホールセールジャパン株式会社様への売上も順調に拡大しております。また、主力市場であります生協ルートにおいては営業強化を図りましたことから、微増いたしました。これらにより、売上高は11,177百万円（前期比12.3%増）となり、営業利益は1,030百万円（前期比29.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は63百万円で、その主なものはTVショッピングの映像制作及び販売管理システムの機能強化等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として5億5千万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2022年5月期)	第 42 期 (2023年5月期)	第 43 期 (2024年5月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (2025年5月期)
売上高(千円)	16,335,372	14,179,066	14,049,266	15,211,383
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△323,419	△205,196	340,056	416,284
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損 失 (△) (千円)	△905,533	△463,533	229,458	321,372
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△115.95	△60.34	29.79	42.35
総 資 産 (千円)	7,378,271	6,788,751	6,007,212	6,077,000
純 資 産 (千円)	2,504,647	1,970,395	2,170,245	2,388,002
1株当たり純資産額 (円)	321.94	249.52	278.69	315.03

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2022年5月期)	第 42 期 (2023年5月期)	第 43 期 (2024年5月期)	第 44 期 (当事業年度) (2025年5月期)
売上高(千円)	10,883,024	5,325,545	683,632	803,067
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	90,449	△477,219	67,071	55,621
当期純利益又は当期純 損 失 (△) (千円)	△147,630	△492,882	50,701	37,235
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△18.90	△64.16	6.58	4.91
総 資 産 (千円)	6,175,860	4,618,305	4,728,144	4,334,164
純 資 産 (千円)	2,638,720	2,076,561	2,105,454	2,034,429
1株当たり純資産額 (円)	339.41	263.33	270.29	268.12

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第42期の売上高及び総資産等の大幅な変動は、2022年12月1日付の持株会社体制への移行によるものであります。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア イ ケ イ	10百万円	100.00%	生活協同組合等への卸売事業
株 式 会 社 フ ー ド コ ス メ	45百万円	100.00%	韓国化粧品の販売
株式会社ブライムダイレクト	70百万円	100.00%	TVショッピング、WEBショッピング等

(注) 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株 式 会 社 ア イ ケ イ	名古屋市中村区上米野町四丁目 2 0 番地	2,521,592千円	4,461,956千円

(4) 対処すべき課題

今後における我が国経済は、企業収益の向上や所得・雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が継続しております。一方、物価高による個人消費の弱い動きやエネルギー資源や原材料価格の高騰等、引続き先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループはローリング方式による中期経営計画「IK WAY to 2028」を策定し、成長のエンジンを①韓国コスメを主としたK-Beautyのリーディングカンパニー化、②E C事業の売上拡大、③海外事業の再構築と定め、新たな飛躍のステージに向けて挑戦してまいります。

韓国コスメを主としたK-Beautyのリーディングカンパニー化では、国内における韓国コスメの売上高No.1を目指すために、取り扱いブランドの拡充と見直しを行い、商品鮮度を維持しつつ店舗及びE Cでの販売を強化してまいります。

また、生協マーケットを主とするセールスマーケティング事業では、経営理念であります「ファンづくり」の実践として「お客様立場主義」の徹底を図り、お客様の求める商品ニーズを把握し、お客様からの更なる信頼獲得を得ることで、収益基盤の確立に努めてまいります。

さらに、海外事業は当社グループの拡大には欠かせないマーケットでありますことから、海外事業のリスクを最小化した上で、海外企業とのアライアンス等により、新たな商流を築いてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

事業区分	事業内容
ダイレクトマーケティング事業	テレビショッピング、インターネットショッピング、リアル店舗での「SKINFOOD」、「BRAYE」など韓国化粧品販売の小売事業等
セールスマーケティング事業	生活協同組合、通信販売会社、小売店舗、海外パートナー企業への卸売事業等

(6) 主要な営業所（2025年5月31日現在）

当 社	本 社：名古屋市中村区 本 店：名古屋市中村区
（ 連 結 子 会 社 ） 株 式 会 社 ア イ ケ イ	本 社：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区
（ 連 結 子 会 社 ） 株 式 会 社 フ ー ド コ ス メ	本 社：東京都中央区
（ 連 結 子 会 社 ） 株 式 会 社 プ ラ イ ム ダ イ レ ク ト	本 社：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区

(7) 使用人の状況（2025年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ダイレクトマーケティング事業	65(11)名	7名減（1名減）
セールスマーケティング事業	86(10)名	8名増（1名増）
全 社（共 通）	29(5)名	2名増（2名増）
合 計	180(26)名	3名増（2名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29（5）名	2名増（1名増）	36.9歳	8.3年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社あいち銀行	576,069
株式会社三井住友銀行	485,700
株式会社りそな銀行	185,542
株式会社商工組合中央金庫	185,180
株式会社十六銀行	141,679

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 31,065,600株
- ② 発行済株式の総数 8,308,000株（自己株式770,476株を含む）
- ③ 株主数 14,530名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
株 式 会 社 A M	1,173,800	15.57
飯 田 裕	173,200	2.29
ア イ ケ イ 取 引 先 持 株 会	158,400	2.10
飯 田 清 子	137,800	1.82
野 村 證 券 株 式 会 社	134,700	1.78
飯 田 悠 起	118,500	1.57
山 中 亜 子	113,800	1.51
鬼 頭 洋 介	102,200	1.35
栗 田 和 代	92,000	1.22
北 浦 秀 明	81,000	1.07

（注）当社は、自己株式770,476株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年9月10日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年9月30日付で当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び子会社の取締役6名に対し、自己株式28,400株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼CEO	飯 田 裕	
代表取締役社長兼COO	長 野 庄 吾	株式会社プライムダイレクト代表取締役社長
常 務 取 締 役	高 橋 伸 宜	管理統括
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	山 本 あ つ 美	株式会社ニイタカ取締役（監査等委員） 株式会社ユニバンス取締役（監査等委員）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	和 田 圭 介	オリンピア法律事務所パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 庭 崇 彦	株式会社テトラワークス代表取締役 南富士有限責任監査法人グループ理事長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏及び和田圭介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏及び和田圭介氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)山本あつ美氏及び大庭崇彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)和田圭介氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の円滑な運営と監査・監督機能の実効性を高めるため、取締役(監査等委員)山本あつ美氏を常勤の監査等委員に選定しております。チームマネージャー職以上で構成する重要な会議等に出席するほか、日常的に取締役(監査等委員を除く)及び従業員から業務執行に係る重要情報を収集しております。また、内部監査室及び会計監査人との緊密な連携が図られております。
6. 当事業年度末日以後の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

異動後	氏名	異動前	異動年月日
取締役会長	飯田 裕	代表取締役会長CEO	2025年6月1日
代表取締役社長	長野 庄吾	代表取締役社長COO	2025年6月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

- ③ 補償契約の内容の概要等
該当事項はありません。

- ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D & O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております(ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く)。当該保険契約の被保険者は当社の取締役(監査等委員であるものを含む。)及び子会社の取締役、監査役であります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

- ⑤ 取締役の報酬等

当社は2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系を取り入れつつ、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動を考慮した賞与および非金銭報酬である株式報酬(ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬)により構成し、監督機能を担う社外取締役にについては、その職務に鑑み、基本報酬と賞与を支払うこととする。

- ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、毎月の固定報酬とし、内規で定められた各取締役の役位に応じた報酬額を基準とし、担当職務に応じて、各期の業績、貢献度、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定するものとする。

- ハ. 賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の業務執行取締役の賞与は、業績連動報酬としての効果を有しており、業績貢献への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当社連結業績の前連結会計年度における税引前当期純利益の約9%を目途として算出された額を賞与総額として、役位等により個別の額を取締役会にて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとする。

ニ、非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値を意識した経営の推進を図ることを目的としてストック・オプションを付与することとし、株主総会で決定したストック・オプション報酬額の限度内（年額20百万円以内、新株予約権の総数上限は500個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株）において、個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

また、当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高めるとともに、株主様との利益意識の共有を図ることなどを目的とし、譲渡制限付株式報酬を支給することとし、株主総会で決定した譲渡制限付株式報酬の限度内（年額10百万円以内）において、役位等に応じて個別に個数を割り当て、取締役会で決定するものとする。

ホ、金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、非金銭報酬の額のウェイトを考慮し、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとする。

ヘ、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、個人別の報酬等の具体的内容については、上記報酬等の決定手続については各報酬の決定方針に従い、監査等委員である社外取締役の意見を踏まえたうえで、取締役会にて個別決定しておりますことから、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	ストックオプション	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	105,602 (－)	71,700 (－)	27,980 (－)	5,922 (－)	－ (－)	3 (－)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16,610 (13,420)	13,500 (10,800)	3,110 (2,620)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	122,212 (13,420)	85,200 (10,800)	31,090 (2,620)	5,922 (－)	－ (－)	7 (3)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名となります。また、2019年8月22日開催の第38期定時株主総会において、別枠の報酬として譲渡制限付株式報酬額として年額10百万円以内、ストック・オプション報酬額を年額20百万円以内(新株予約権の総数上限は500個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)とそれぞれ決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名となります。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名となります。
3. 上表には、2024年8月23日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名(うち社外取締役1名)の在任中の報酬等の額が含まれております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）山本あつ美氏は、株式会社ニイタカ及び株式会社ユニバンスの取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）和田圭介氏は、オリンピア法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 （常勤監査等委員） 山 本 あつ美	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から主に会計についての意見を述べております。また、内部監査等について適宜必要な発言・アドバイスを述べており、議案審議等においても必要な発言を適宜行っており、その役割を果たしております。さらに、指名・報酬委員会の委員として有益な助言を行っております。
社外取締役 （監査等委員） 和 田 圭 介	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から遵法及び事業の健全性等についての意見・アドバイスを述べております。議案審議等においても必要な発言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として有益な助言を行っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,217,025	流 動 負 債	2,392,083
現金及び預金	474,101	買 掛 金	792,707
受取手形及び売掛金	2,534,982	短 期 借 入 金	100,000
商 品 及 び 製 品	1,972,792	1年内返済予定の長期借入金	575,844
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	18,486	未 払 金	475,771
そ の 他	217,502	未 払 法 人 税 等	125,348
貸 倒 引 当 金	△839	賞 与 引 当 金	46,760
固 定 資 産	859,974	そ の 他	275,652
有 形 固 定 資 産	200,377	固 定 負 債	1,296,914
建 物 及 び 構 築 物	84,822	長 期 借 入 金	998,326
土 地	80,216	退 職 給 付 に 係 る 負 債	135,076
そ の 他	35,338	そ の 他	163,512
無 形 固 定 資 産	292,296	負 債 合 計	3,688,997
の れ ん	36,332	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	254,251	株 主 資 本	2,374,556
そ の 他	1,712	資 本 金	620,949
投 資 そ の 他 の 資 産	367,301	資 本 剰 余 金	679,593
投 資 有 価 証 券	24,428	利 益 剰 余 金	1,354,965
長 期 貸 付 金	120,839	自 己 株 式	△280,951
繰 延 税 金 資 産	118,593	新 株 予 約 権	13,445
差 入 保 証 金	94,863		
そ の 他	37,949		
貸 倒 引 当 金	△29,372	純 資 産 合 計	2,388,002
資 産 合 計	6,077,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,077,000

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2024年6月1日から
2025年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	15,211,383		
売上原価	8,990,016		
販売費及び一般管理費	6,221,367		
営業利益	5,795,753		
営業外収益	425,613		
受取利息	905		
受取家賃	2,395		
未払配当金	597		
新株予約権	203		
その他	2,141		
営業外費用	1,558		7,801
支店業務損失	14,987		
その他	854		
経常利益	1,289		17,130
特別利益	416,284		
関係会社株式売却益	93,358		
訴訟関連損失	15,103		108,462
特別損失			
減損損失	16,074		16,074
税金等調整前当期純利益			508,671
法人税、住民税及び事業税	170,607		
法人税等調整額	16,692		187,299
当期純利益			321,372
親会社株主に帰属する当期純利益			321,372

貸 借 対 照 表

(2025年 5 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	857,156	流 動 負 債	871,043
現 金 及 び 預 金	78,590	短 期 借 入 金	100,000
売 掛 金	93,813	1年内返済予定の長期借入金	592,164
前 払 費 用	35,783	未 払 金	110,969
短 期 貸 付 金	599,241	未 払 費 用	20,811
そ の 他	49,791	預 り 金	2,158
貸 倒 引 当 金	△65	賞 与 引 当 金	10,778
固 定 資 産	3,477,008	そ の 他	34,160
有 形 固 定 資 産	171,733	固 定 負 債	1,428,691
建 物	65,236	長 期 借 入 金	1,228,106
土 地	80,216	退 職 給 付 引 当 金	39,885
そ の 他	26,280	そ の 他	160,700
無 形 固 定 資 産	251,201	負 債 合 計	2,299,734
ソ フ ト ウ ェ ア	249,991	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	1,209	株 主 資 本	2,020,983
投 資 そ の 他 の 資 産	3,054,073	資 本 金	620,949
関 係 会 社 株 式	2,546,021	資 本 剰 余 金	679,593
長 期 貸 付 金	1,599,632	資 本 準 備 金	543,649
繰 延 税 金 資 産	78,336	そ の 他 資 本 剰 余 金	135,944
そ の 他	123,004	利 益 剰 余 金	1,001,392
貸 倒 引 当 金	△1,292,922	利 益 準 備 金	9,500
資 産 合 計	4,334,164	そ の 他 利 益 剰 余 金	991,892
		別 途 積 立 金	400,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	591,892
		自 己 株 式	△280,951
		新 株 予 約 権	13,445
		純 資 産 合 計	2,034,429
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,334,164

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

損 益 計 算 書

(2024年 6 月 1 日から)
(2025年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		803,067
売上原価		—
売上総利益		803,067
販売費及び一般管理費		679,791
営業利益		123,275
営業外収益		
受取利息	17,424	
受取手数料	244	
関係会社事業損失引当金戻入額	19,705	
その他の	7,611	44,986
営業外費用		
支払払替利息	16,888	
為替差損	1,288	
貸倒引当金繰入	93,823	
その他の	640	112,640
経常利益		55,621
税引前当期純利益		55,621
法人税、住民税及び事業税	1,472	
法人税等調整額	16,913	18,385
当期純利益		37,235

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月17日

株式会社 I Kホールディングス
取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	玉 置 浩 一
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	近 藤 雄 大
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I Kホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I Kホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含ま

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

れておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月17日

株式会社 I Kホールディングス
取締役会 御中

栄監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	玉	置	浩	一
業務執行社員					
指 定 社 員	公認会計士	近	藤	雄	大
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I Kホールディングスの2024年6月1日から2025年5月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、代表取締役との定例会合を実施し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月18日

株式会社 I Kホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 山 本 あつ美 ⑩

監 査 等 委 員 和 田 圭 介 ⑩

監 査 等 委 員 大 庭 崇 彦 ⑩

(注) 監査等委員山本 あつ美及び和田 圭介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。将来の事業展開に備え内部留保による企業体質の強化を図る一方で、利益配分につきましては配当性向20%を目途とし、今後の経営環境等を勘案して決定する方針といたしております。この方針を踏まえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、普通配当を8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は60,300,192円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年8月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定および剰余金の配当の基準日に関する規定を新設する変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当の基準日) 第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(削除)
(中間配当) 第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において各候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	飯田 裕 (1955年3月23日生)	1982年5月 アイケイ商事有限会社（現株式会社I Kホールディングス）設立取締役 1990年4月 当社代表取締役社長 2015年8月 当社代表取締役会長兼CEO 2025年6月 当社取締役会長（現任）	173,200株
	(取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由) 飯田 裕氏は、当社の代表取締役として長年にわたり当社グループの持続的な成長を目指し、常に変革を求めるとともに、強いリーダーシップで経営を牽引してきました。なお、現在は取締役会長としてグループ経営に尽力しております。経営に関する豊富な知見と能力及び経験等が当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	ながのしょうご 長野庄吾 (1969年12月25日生)	1995年8月 当社入社 2000年5月 当社営業部部門長 2002年2月 当社営業企画部部門長 2004年3月 当社執行役員 2005年8月 当社取締役 2005年10月 当社取締役兼バイヤーチームマネージャー 2006年6月 当社取締役企画統括兼バイヤーチームマネージャー 2007年4月 当社取締役企画統括 2008年12月 当社取締役ダイレクトマーケティング統括 2012年8月 当社取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2013年6月 当社常務取締役雑貨・ダイレクトマーケティング統括 2014年6月 当社専務取締役営業統括 2015年8月 当社代表取締役社長兼COO 2025年6月 当社代表取締役社長(現任)	71,100株
(取締役(監査等委員であるものを除く。))候補者とした理由) 長野庄吾氏は、長年にわたり企画統括、営業統括を担当する当社の取締役として活躍され、また、現在は代表取締役社長として当社グループの成長・発展に大きな貢献を果たしております。これらの幅広い経験と実績は当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たか はし のぶ よし 高橋 伸 宜 (1959年4月27日生)	2000年6月 当社入社 2001年6月 当社管理部部門長 2004年3月 当社管理チームマネージャー 2005年8月 当社取締役兼管理チームマネージャー 2006年6月 当社取締役管理統括兼管理チームマネージャー 2012年8月 当社常務取締役管理統括(現任)	50,800株
	(取締役(監査等委員であるものを除く。))候補者とした理由) 高橋伸宜氏は、長年にわたり管理統括として、人事、総務、経理等の管理部門全体の統括を務めており、その高い専門性と知見、幅広い経験が当社グループの経営に欠かせないものと判断し、引続き取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

【ご参考】本総会終結後の各取締役(監査等委員であるものを除く。)のスキルマトリックス

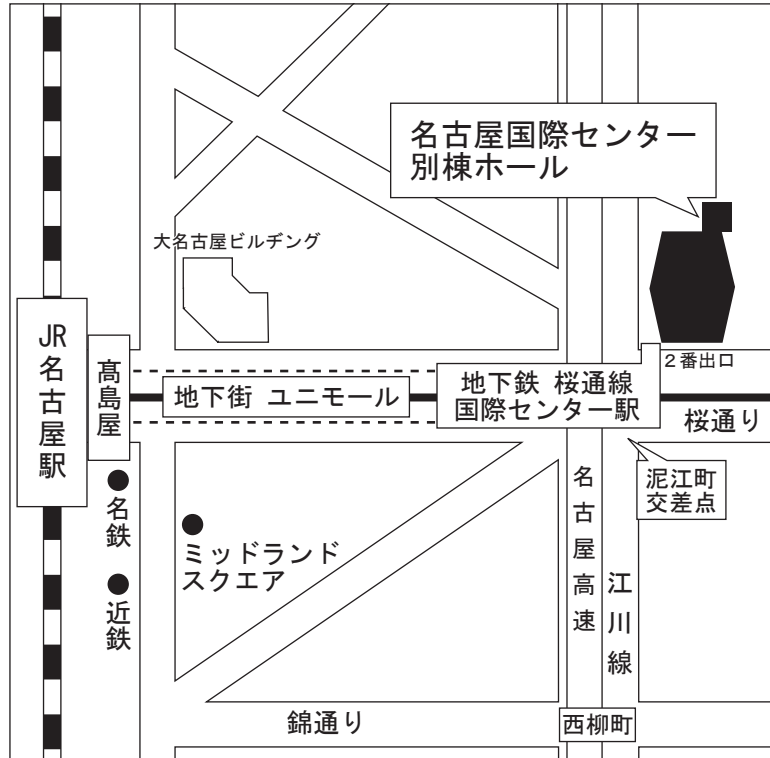
本総会において第3号議案が原案どおりに承認可決された場合の各取締役(監査等委員であるものを除く。)のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	区分	社外 独立	企業経営	マーケ ティング	品質 管理	組織・ 人材	法務・ リスク管理	財務・ 会計
飯田 裕	取締役		○	○	○	○		
長野 庄吾	取締役		○	○	○	○		
高橋 伸宜	取締役		○			○	○	○

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中村区那古野一丁目47番 1 号
名古屋国際センター 別棟ホール



交通機関

- ・ JR名古屋駅 桜通口から徒歩7分
(地下街ユニモールを進んでいただくと、国際センター駅2番出口方面から連絡通路直結)
 - ・ 地下鉄桜通線「国際センター駅」2番出口方面から連絡通路直結
- ※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

決議通知及び事業報告の送付は取り止めており、当社ホームページに掲載いたしております。

掲載アドレス https://www.ai-kei.co.jp/ir/library_stockholder